

「特定障害者に対する特定障害給付金の支給に関する法律」に対する在日外国人無年金問題に取り組む立場からの抗議声明

年金制度の国籍条項を完全撤廃させる全国連絡会
旧植民地出身者の年金補償裁判を支える全国連絡会
在日外国人「障害者」の年金訴訟・原告団
在日外国人「障害者」の年金訴訟を支える会
無年金在日外国人デフの会

別稿の『共同声明』とあわせて、特に在日外国人無年金問題に取り組んできた立場から更に述べます。

私たちは今回の「特定障害者に対する特定障害給付金の支給に関する法律」が、在日外国人無年金障害者・高齢者を閉め出したことに対して強い憤りを感じています。

1960年の国民年金制度発足時には、私たちは国籍条項によって除外されました。1982年の難民条約加入に伴う国民年金法の国籍条項撤廃時には、日本人の場合と同等の経過措置が取られず、多くの在日外国人の高齢者・障害者が無年金のまま放置されてきました。今回の閉め出しによって排除の歴史はさらに繰り返されることになりました。

今回の法案審議の中で、対象者を限定することの説明として、制度の発展過程の中で生じた無年金者を対象者にするという主張が与党提案者から繰り返されています。それがどうして在日外国人無年金障害者・高齢者を排除する理由になるのでしょうか。当事者の責任という点で言えば、私たちには当事者責任は果たしようもなく、100%制度の不備で無年金となっています。そして1982年の難民条約加入などに伴って日本は少なくとも社会保障の内外人平等を受け入れたはずです。私たちはまさに社会保障の内外人平等という制度の発展過程の中でなお生じた無年金者です。与党提案者の説明は全く合理性がなく、つまるところ、在日外国人であること自体を排除の理由としているとしか思えません。

在日外国人は、日本で納税をはじめとする義務を果たしています。国際人権規約・難民条約では、少なくとも社会保障上での内外人平等は当然の事とされています。また無年金の在日外国人の大多数を占めるのは在日韓国・朝鮮人で、その在日の由来には日本の責任があります。在日韓国・朝鮮人はかつて一方的に日本国籍を持たされ、「日本のため」、「天皇のため」に奉仕することを強制されました。日本の植民地支配の過程でやむを得ず日本に移り住むことになり、戦後、今度は一方的に日本国籍を剥奪されながら、さまざまな事情のため、そのまま日本に住みつづけることになったのです。在日韓国・朝鮮人とはこうした歴史の当事者とその子孫です。この歴史を踏まえれば、社会保障の平等などずっと以前に

達成されているべきことだったはずですが。

こうした歴史があるからこそ、日本も韓国と在日韓国・朝鮮人の処遇について継続的に協議をしているはずですが。1991年の日韓外相「覚書」により、以降毎年開催されている日韓アジア大洋州局長会議において、韓国側からたびたび「在日韓国人障害者・高齢者無年金問題」が提起され、日本側も例えば「91年覚書の趣旨と韓国側の要望に留意して継続的に検討する」(2000年会議に関する韓国側報道資料)と応答しているのです。

にもかかわらず、今回またもや多くの同胞の期待を裏切り、無年金障害者を救済するためといいながら、在日外国人無年金者を閉め出したことは、私たちにとって『怒り』以外の何物でもありません。

在日外国人無年金障害者は、日本人障害者と同じような障害による差別を負いながら、在日としての社会的不利益を受け、どんなに重度の障害をもっていても、生活の要となる年金を受け取ることができないままなのです。死のうが生きようが関係ないといっているようなものではありませんか。

そして無年金となっている在日高齢者は、日本の植民地支配による苦勞をもっとも受けた世代です。日本社会の中で差別され、多くは劣悪な環境に追いやられてきました。それでもなお、必死に働き、税金も納めてきています。そういう世代の在日高齢者が戦後補償はおろか、住民として当然の権利である社会保障の平等さえ持っていないのです。

定住する在日外国人に対して、平等な社会保障をすることもしない国が、はたして国際貢献などを議論する資格があるのでしょうか。

私たちは、無年金状態に置かれつづけている在日外国人障害者、及び在日外国人高齢者に対し、平等に年金が支払われ、生活が保障されるよう強く求めます。

政府と国会が、平等をうたった日本国憲法、差別の根絶を述べた国際人権規約、内外人平等を定めた難民条約等の精神を尊重し、できうる限り早く根本的な対策を実施することを求め、運動を、裁判を更に展開していくことをここに表明します。

2004年12月3日